

平成27年9月30日裁決

主文

後記「理由」欄の第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、昭和〇年〇月から国民年金法(以下「国年法」という。)第89条第1項第2号に該当していたとして、国民年金保険料免除理由該当届(以下「本件届出」という。)を提出した。

2 機構は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、期間を「昭和〇年〇月分から平成〇年〇月分まで」、理由を「A様と同一世帯として生活保護を受給していたことが確認できないため。」として、国民年金保険料免除理由に該当していないとする旨の通知(以下、この通知を「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 国年法第89条第1項は、「被保険者・・・が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、・・・納付することを要しない。」と規定し、同項の第2号には、「生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。」と規定している。そして、国年法施行規則第74条は、その第1号で、国年法第

89条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める援助として、「生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助(以下、単に「生活保護」という。)を定めている。

2 本件は、請求人が、昭和〇年〇月から生活保護を受給していたとして本件届出を行ったのに対し、これが確認できないとしてなされた原処分が争われているのであるから、昭和〇年〇月から、原処分の対象期間とされた平成〇年〇月までの期間(以下「本件期間」という。)について、請求人が生活保護を受給していたと認められないかどうか検討する。

3 本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、以下の各事実を認めることができる。(1)～(5)(略)

4 以上の事実によれば、請求人とAの両親は、昭和〇年〇月〇日に離婚し、その直後の同年〇月〇日に母Bが死亡して、同年〇月〇日には、Aを世帯主、住所は〇〇市〇〇-〇-〇として、生活保護が開始されたこと、その後、平成〇年〇月〇日にAが死亡したため、同日からは請求人を世帯主として、同一住所で、生活保護が開始され、請求人は、同年〇月〇日まで生活保護を受給していたことが認められる。そして、〇〇市福祉事務所で作成されたものと考えられるケース番号索引簿では、このような経緯に対して、氏名欄の「A」の「A」を「請求人」に訂正しただけで、ケース番号、住所、開始の年月日の各欄は、元の記載のまま残され、停止、廃止又は却下の年月日欄に、請求人を世帯主とする生活保護が終了した平成〇年〇月〇日が書き加えられているだけであり、また、Aの死亡した日をもって直ちに請求人に対する生活保護の開始日とされていることから、この間の処理は、Aの死亡に伴い、単に世帯主をそれまで世帯構成員であった請求人に変更したにすぎないものであったと考えることができる。さらに、ケース番号や保護開始の年月日が、従前のままとされていることから、請求人を世帯主

とする生活保護に切り替わった後においても、ケース記録についてはAについて作成された内容のまま、保護開始の年月日も昭和〇年〇月〇日のままで不都合はなかったものと考えられるのである。

そして、上記の請求人の主張内容についても、不自然なところはなく、それに相違するような事情の存在もうかがわれないのであって、以上のような事実を総合して勘案すれば、請求人は、本件期間についても、Aを世帯主とする世帯の構成員として生活保護を受給していたものと認めるのが相当である。したがって、請求人は、昭和〇年〇月分から平成〇年〇月分までについて、生活保護の受給により国民年金保険料の法定免除理由に該当するものというべきである。

- 5 よって、これと異なる原処分は相当でないので、取り消すこととし、主文のとおり裁決する。